

福島県観光物産館広報チラシ制作業務委託仕様書

1 業務概要

公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）が管理運営する福島県観光物産館（以下「物産館」という。）の広報チラシの作成と、効果的な広報により、物産館における県産品の販売促進、観光誘客及び来県観光客の購買喚起を図る。

2 業務名

福島県観光物産館広報チラシ制作業務

3 委託契約期間

- (1) 契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 第1回目発行（朝刊折込）は令和7年4月4日（金）とする。

4 完了について

成果品は月2回から4回、納品後協会による検収を受け、引渡しを完了したときとする。

5 業務内容

- (1) 広報チラシ及びポスター作成

① 広報チラシの仕様

- ア サイズ D4サイズ
- イ サイズ（拡大版） D3サイズ
- ウ 使用紙 58kgコート紙
- エ ページ数 2ページ両面印刷
- オ 版色 フルカラー
- カ 数量 94,000枚×31回
- キ 発行日 月2回から3回（上旬・中旬・下旬、主に金曜日を予定）及びお中元、
お歳暮、クリスマス（お節）

② Web提出用チラシの仕様

- ア 内容 上記①のフルカラー版電子データ（表面・裏面）を作成
- イ 数量 31回
- ウ データ形式 RDF形式
- エ データサイズ 片面2M以下

③ 館内ポスターの作成

館内掲出用にチラシをD1サイズに拡大し、ポスターを2枚作成する。

④ デザイン仕様

- ア 年間を通じて基本的なデザイン（以下「基本デザイン」という。）を決定し、季節に応じてアレンジする。
- イ 基本デザインは、受託者が協会に提案し、協会はそれに基づき、協会がデザインを決定する。
- ウ 季節のアレンジについては、受託者が適宣協会に提案し、それに基づき協会が決定する。

⑤ 制作の流れ

- ア 協会は受託者に対し、掲載情報（イベント・商品・その他）を提示する。
- イ 受託者は、情報に基づき広報チラシを制作する。
- ウ 広報チラシに必要な画像は、受託者が掲載商品事業者より徵取または物撮りを行うこと。

⑥ 掲載情報

ア 表面

- ・市町村及び団体イベントがある場合は、イベント情報を掲載すること。
- ・無い場合は、おすすめ商品（目安：食品15～20商品）等の掲載とする。
※その他、受託者提案情報
- ・ふくしまの酒10銘柄程度
※酒には説明文、価格を掲載すること。
- ・ふくしまラウンジ（飲食コーナー）の出店情報を掲載。
- ・催事出店者の出店情報を掲載。
- ・物産館概要、アクセス及びふくふくマルシェ情報掲載。

イ 裏面

- ・おすすめ商品（目安：食品（工芸含む）40～70商品程度）
※商品には説明文、価格を掲載すること。

ウ その他

- ・テーマに沿った商品、掲載レイアウトとすること。

⑦ 校正

デザイン・色ともに校正を行うこと。

(2) 折込業務

県北地域（福島市、伊達市、伊達郡）に92、450部を朝刊（福島民報・福島民友を中心）に折込むこと。

6 納品

(1) 定期広報チラシ及びお中元等チラシ

- ① 2回から3回／月、94,000枚を作成する。
- ② 92,450枚は折込用とする。(新聞配送店に納品)
- ③ 1,550枚は福島県観光物産館に納品する。
- ④ 物産館納品のうち1,000枚は2つ折りにする。(D3版は4つ折りにする。)

(2) Web掲出用チラシ

電子データで協会へ納品する。

(3) 館内掲出用ポスター

チラシ納品の際に2枚納品する。

7 その他

- (1) 業務の詳細について協会と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- (2) 本仕様書において明示なき事項、疑義が生じた場合は、その都度協会と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。